

年 月 日

高松市保健所長

施術者 住所
氏名

TEL:

出張施術業務 休止・再開届

次のとおり専ら出張のみによって行う施術業務を休止したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条3後段の規定により届けます。

業務の種類	
休止（廃止・再開）年月日	年 月 日
休止の場合における再開予定年月日	年 月 日
休止（廃止・再開）理由	

添付書類 休止した業務の再開の場合は、業務に従事する施術者の免許証又は免許証明書の写し